



(号外) 独立行政法人国立印刷局

官 報

〔公 告〕
諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

基本測量関係事項、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令
- (環境三二)

〔告 示〕

- 公共工事の入札及び契約の適正化を図るために措置に関する指針を変更する件 (総務・財務・国土交通二)

- 無形文化財の文化財登録原簿への登録及び保持団体の認定の件
- (文部科学一七三)

- 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針を変更する件
- (国土交通一三四〇)

- 中部国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件
- (同一三四一)

- 航路標識に関する件
- (海上保安庁五七)

三 三 三 二 一

地方公共団体

- 教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係

会社その他

会社決算公告

六四三二一

○環境省令第三十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十七号) 第十二条第一項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第三百号) 第六条第一項第一号口及び第二号本(2)の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月十六日

省 令

環境大臣 浅尾慶一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に對応して掲げるその標記部分に「重傍
線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに對応するものを掲げていないものは、これを削り、
改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに對応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改	正	後
---	---	---

別表第四(第七条の二の四関係)

一～十七	(略)	(略)
十八	真空ポンプ(水銀が目視で確認できるものに限る。)	(略)
十九～四十四	(略)	(略)

備考 二十の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるものに限り×印に該当す。

別表第五(第七条の八の三関係)

一～十一	(略)
十二	ひずみゲージ式センサ
十三	真空ポンプ
十四	ホイール・バランサ
十五	推進葉
十六～二十三	(略)
(削除)	
二十四～二十七	(略)

一～十一	(略)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
十二～十九	(略)
二十	ひずみゲージ式センサ
二十一～二十四	(略)

一～十一	(略)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
十二～十九	(略)
二十	ひずみゲージ式センサ
二十一～二十四	(略)

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則

○総務省告示第一号

国土工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第二百一十七号)第十八条第一項の規定に基づき、公共工事の入札及び契約の適正化を図るために措置に関する指針(平成十三年総務省・財務省・国土交通省告示第一号)を次のよう変更したので、同条第七項において準用する同条第六項の規定に基づき、公示する。

令和六年十二月十六日

総務大臣 村上誠一郎
財務大臣 加藤勝信
国土交通大臣 中野洋輔

公共工事の入札及び契約の適正化を図るために措置に関する指針 目次

公共工事の入札及び契約の適正化を図るために措置に関する指針 第一 適正化指針の基本的考え方

第1 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること

- 主として入札に参加しようとして、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進に関する事項
 - 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること
 - 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策に関すること
- 主として入札及び契約から他の不正行為の排除の徹底に関する事項
 - 談合情報等への適切な対応に関すること
 - 括下請負等建設業法違反への適切な対応に関すること
 - 不正行為の排除のための検査機関等との連携に関すること
 - 不正行為が起きた場合の厳正な対応に関すること
 - 談合に対する発注者の開示の防止に関すること
- 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項
 - 適正な予定価格の設定に関すること
 - 入札金額の内訳書の提出に関すること
 - 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関すること
 - 入札契約手続における発注者・受注者間の対等性の確保に関すること
 - 低入札価格調査の基準価格等の公表時期に関すること